

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 地震・津波対策

河口部の護岸・堤防の地震・津波対策として、L2(レベル2)地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、L1(レベル1)津波が越流しない耐震対策を実施します。

また、L1(レベル1)津波を上回る津波に対しては、津波が天端を越流した場合であっても、護岸・堤防等の河川管理施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、同施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果が発現できるように粘り強い構造とします。

河口から春木橋にかけての高潮対策区間については、表-2.1、図-2.1～2 に示すように、今後近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震及び南海トラフ巨大地震を対象とした地震・津波対策とした地震・津波対策として堤防の耐震対策を実施します。

表-2.1 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	延長	整備内容
春木川	河口～春木橋	約1.0km	鋼矢板を打設し、既設護岸と一体化したコンクリート擁壁護岸となる護岸補強を行います。その際には、単調なコンクリート構造物が連続することから、周辺の住宅地の景観との調和に配慮します。

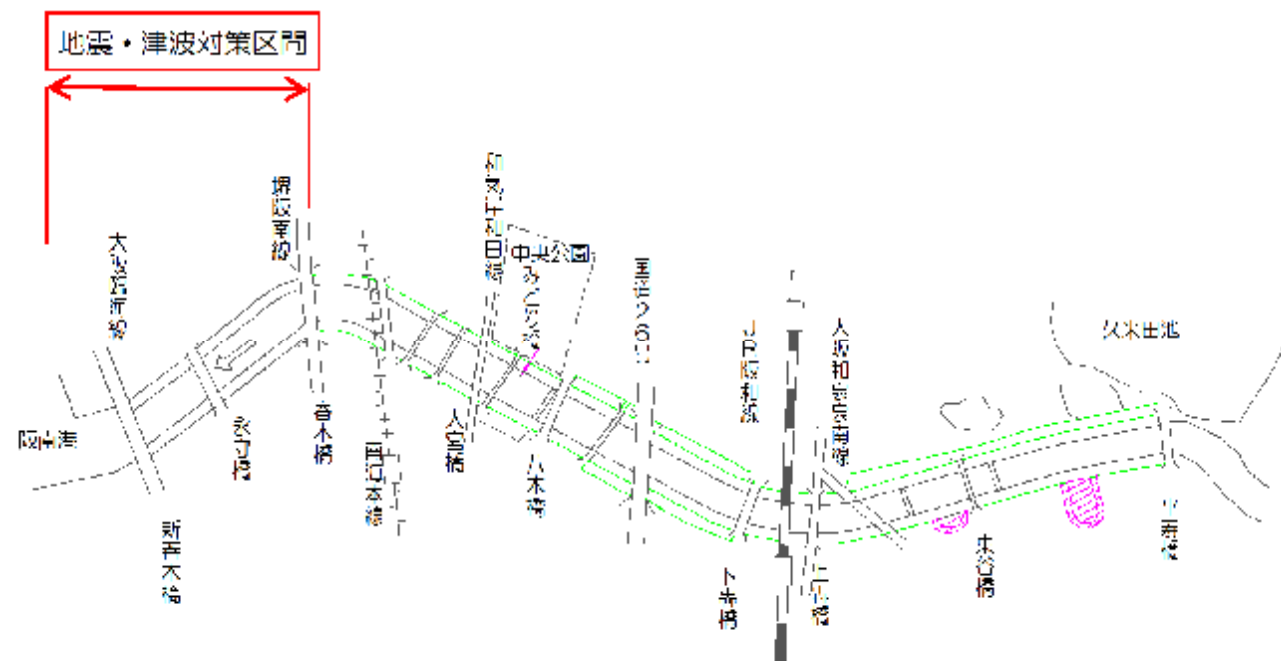


図-2.1 整備対象区間平面図

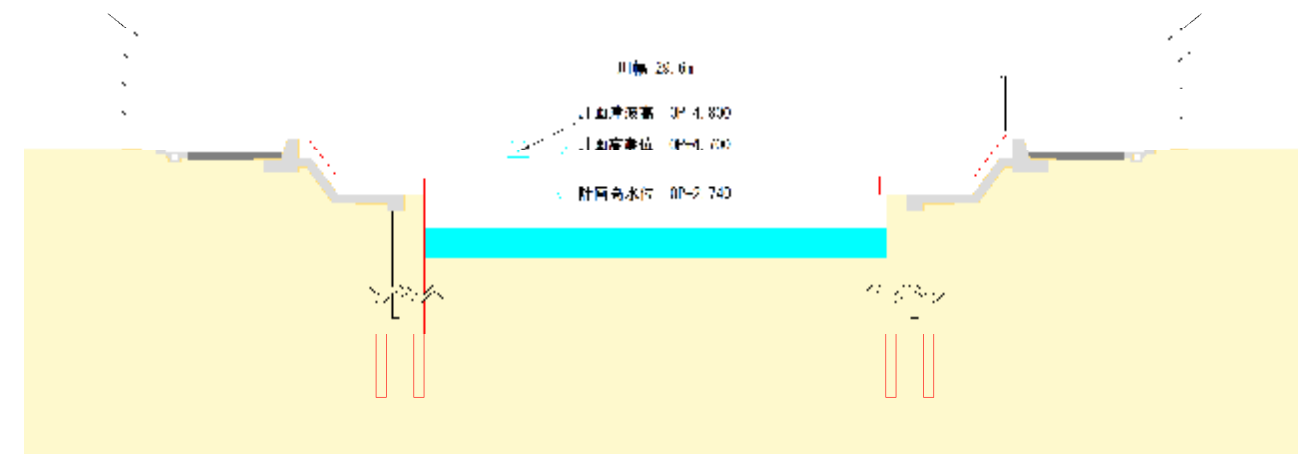


図-2.2 整備断面例 (0.3km 付近)

2.河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持し、適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等の流水の利用実態の調査を行います。

3.河川環境の整備と保全

河川環境の整備にあたっては、地域が主体となった川づくりを推進し、多様な生物の生息・生育環境、景観等の保全、水質の改善に努めます。

(1) 水質の改善

環境基準を満足することはもとより、生物の生息・生育環境を保全するため、岸和田市における行政指導や下水道施設整備・接続の促進による水質改善に努めるとともに、地域住民、学校、NPO等と連携し、河川への生活排水による河川への負担軽減に向けた環境学習、啓発活動等を進めることにより、さらに水質の改善に努めます。

(2) 空間利用

地域住民の河川周辺の美化清掃活動等が活発な区間では、地域住民の利用ニーズを踏まえ、河道内へのアクセスの改善などに努めます。

(3) 自然環境

農業用の取水堰や落差工等の河川横断構造物の利用実態の把握に努め、維持補修等の機会や、利用実態のない取水堰の撤去や落差工の改善と合わせて、上下流の連続性の確保に努めます。その際には、水生生物の生息・生育状況の調査を行い、自然環境や景観に配慮し、適切な対策を行います。

中流部や上流部の瀬や淵などの河川特有の自然環境が残る箇所については、今後の維持管理等の際には、河床の平坦化を避け、瀬や淵の形成に配慮するなど、可能な限り、自然環境の保全を図り、動植物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。

(4) 景観・親水

中流部や上流部では、中央公園部や旧川部等で、表-2.2、図-2.3~4に示すような親水性に配慮した整備を行います。
 整備を行うにあたっては、岸和田市、地域住民と連携して整備内容を検討、実施していきます。

表-2.2 整備対象区間と整備内容

整備対象区間	整備内容
①中央公園区間 延長 約 90.0m	階段やスロープを設置し、公園と一体となった親水広場として整備を行います。 緩傾斜護岸や水路を設置し、親水性の向上を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮します。
②旧川1区間 延長 約 40.0m	川に接することができる広場として、緩傾斜の法面の設置など親水性の向上を図ります。また河畔林等の植生の保全を図るとともに周辺の景観との調和に配慮します。
③旧川2区間 延長 約 30.0m	

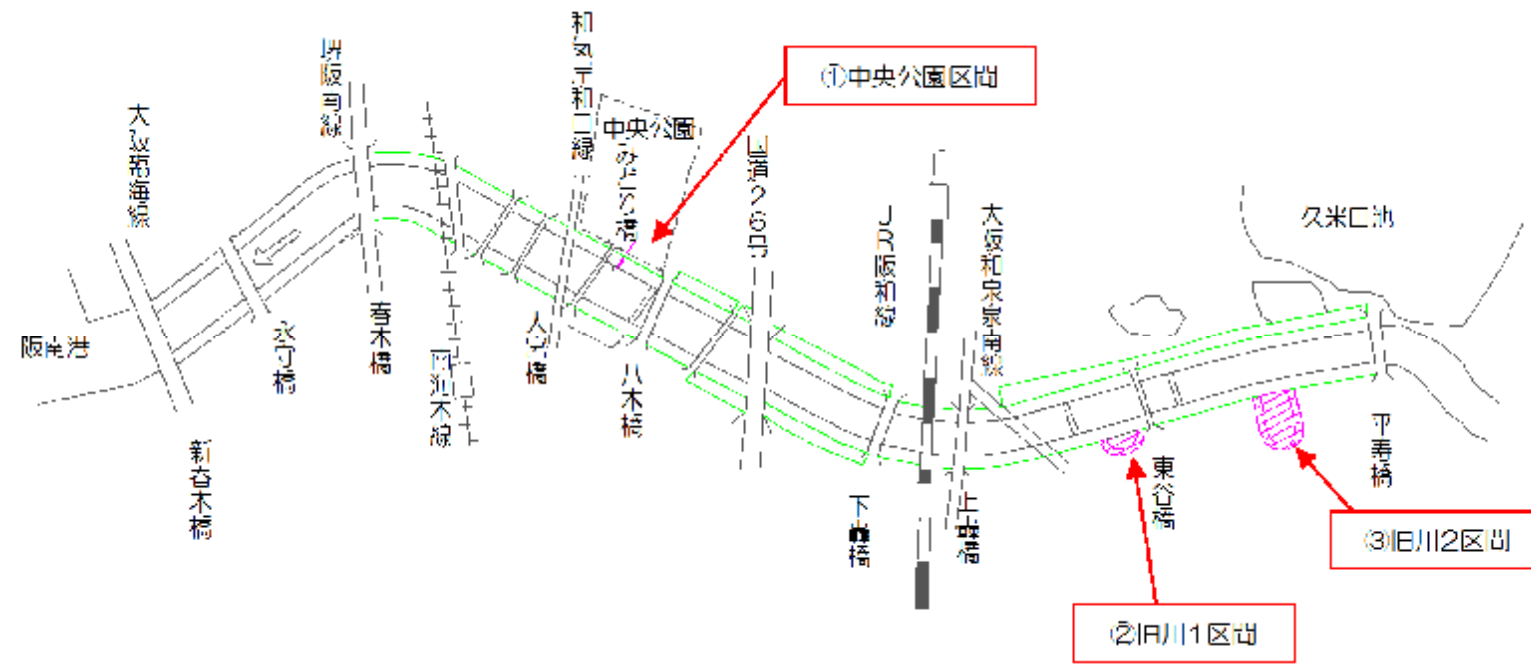


図-2.3 整備対象区間平面図



①完成予想図



②完成予想図

図-2.4 整備対象区間 完成予想図



③完成予想図

第2節 河川の維持の目的・種類及び施工の場所

河川の維持管理は、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する治水・利水・環境などの機能を十分に発揮させるよう適切に行います。

1. 河川管理施設

平成25年6月の河川法改正により、河川管理者及び許可工作物の管理者は、河川管理施設、許可工作物を良好な状態に保つよう維持修繕しなければならないことが明確化され、更に河川法施行令により、有堤区間等については、1年に1回以上の適切な頻度で目視等により点検を実施することが定められました。

河川法の改正を受け、引き続き、堤防及び護岸等の河川管理施設の機能や河川の流下能力を確保するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、人命を守ることを最優先に、地先の危険度や土地利用状況などを考慮し、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行います。また、地域住民にも身近な河川管理施設の状況を伝えるため、それらの点検結果を公表します。許可工作物の管理者に対しても、河川法の改正に基づき、適切に点検を実施し、維持修繕を行うよう周知徹底していきます。

さらに、維持管理の基本となる河道特性や河川管理施設の情報を整理・蓄積し、河川カルテ¹⁸⁾を作成するとともに維持管理計画を策定して、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

また、河川の土砂堆積、植生の繁茂及び河床低下については、その状況を定期的に調査し、河川の断面に対して阻害率の高い区間を把握するとともに、地先の危険度等を考慮して、計画的な維持管理、対策を行います。なお、洪水により堤防等の河川管理施設が被災した際には、二次災害を防止するために応急的な対策を行い、出水後速やかに機能回復を行います。

2. 許可工作物

取水堰や橋梁等、河川管理者以外の者が管理を行う許可工作物については、施設管理者に対して許可工作物を良好な状態に保つように、河川管理施設と同等の点検及び維持、修繕の実施を指導するなど、河川の治水機能を低下させないよう適正な維持管理に努めます。

3. 河川空間の管理

河川空間の管理にあたっては、より一層、日常的に河川空間が活用され、多くの人が川に親しみ、愛着をもてるように、さまざまな地域団体の活動や教育機関と連携し、河川美化活動や環境学習の促進等に努めていきます。旧川部の整備後の維持管理は、岸和田市と役割分担をし、連携しながら進めていきます。

河川区域で違法に行われている耕作、工作物の設置等を監視・是正するため、定期的に河川巡視を行うとともに、地域や関係機関との連携により監視体制を重層化します。

不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川巡視等において適宜回収するとともに、不法投棄を無くすために、岸和田市と連携した河川巡視の実施や、地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより、地域住民等の美化意識向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。

¹⁸⁾ 河川カルテ：河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河道や施設の状況を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる資料。

第3章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

第1節 地位や関係機構との連携に関する事項

治水施設による対応には限界があることから、雨が降っても河川に流入する量を減らすための流出抑制にも積極的に取り組みます。

具体的には、ため池は雨水貯留機能を有することから、大阪府農林部局、岸和田市及び関係団体等と連携し、流域内に多数点在するため池の雨水貯留機能の保全やため池管理者に対して大雨に備えるための水位低下を呼びかけるなど、治水へのため池の活用手法を検討していきます。また、道路・公園・学校グラウンド等の公共施設を利用した雨水貯留施設の設置を施設管理者に働きかけるとともに、住宅等の開発行為に伴い事業者を設置を指導して暫定的に設置された調整池等の流出抑制施設を、恒久的に存続させる制度を検討していきます。その他、水源涵養・保水機能維持のための農地・森林の保全や、河川氾濫や浸水が起こった場合でも、被害が軽微となるまちづくりに向けて、家屋の耐水化や望ましい土地利用を誘導する等の制度検討を行います。さらに、地域住民に対して各戸貯留施設の設置により流出量を低減させるなどの意識を向上させる啓発活動を進めていきます。

また、地域の住民が春木川に親しみや関心を持ち、河川空間が暮らしの中で活用されるよう、様々な情報提供を行うことをはじめ、住民等による河川愛護活動などの取組みを積極的に支援し、河川環境の保全・再生に向け、地域住民と連携した維持管理に努めます。

さらに、流域では、河川やため池などの水辺空間を活用した地域活動が盛んに行われていることから、今後、これらの活動のさらなる発展と、同様の活動が流域全体に広がるように、多様な主体との協働・連携を図り、良好な河川環境の維持に努めます。

- 雨が降っても河川へ出る水量を減らす。 ⇒流出抑制
- 河川堤防の決壊による氾濫をできるだけ回避するなど、河川へ出てきた水は可能な限りあふれさせない。 ⇒治水施設の保全・整備
- 河川からあふれても被害が最小限となる街をつくる。 ⇒耐水型都市づくり
- 河川からあふれそうなときはできるだけ早く逃げる。 ⇒情報伝達・避難

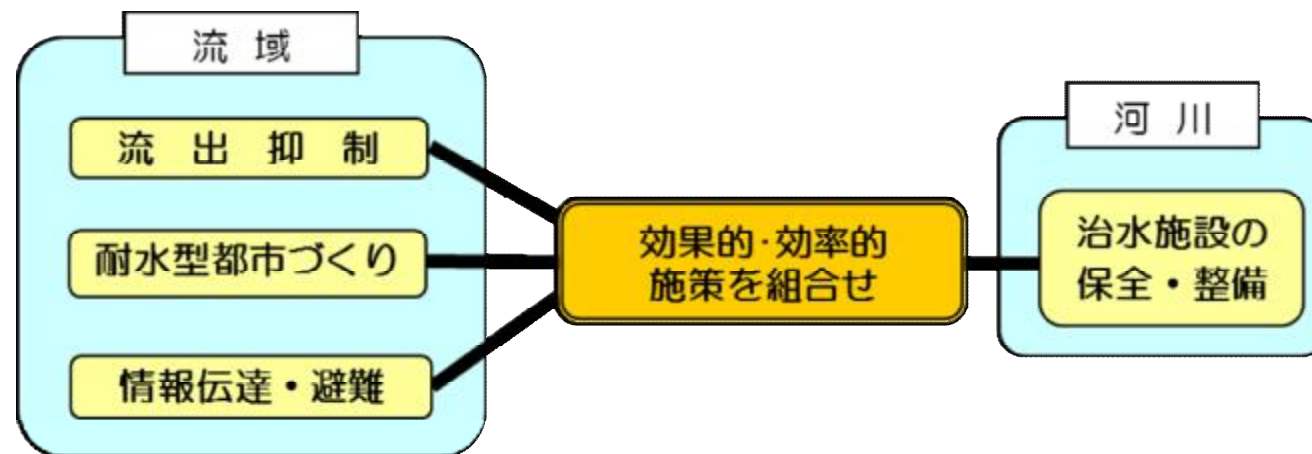


図-3.1 各手法の考え方



アドプト・リバー常盤

図-3.2 地域活動

第2節 河川情報の提供に関する事項

河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、岸和田市と連携し、①現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知、②必要な情報の提供及び伝達、③住民の防災意識の醸成に努めます。なお、避難行動に必要な情報については、行政からの一方的なものにとどまらず、地域特性に応じたものとなるように、ワークショップ等を通じて、住民からの過去の浸水被害等の情報を取り入れつつ構築していきます。

具体的には、これまでの洪水ハザードマップによる情報提供に加え、時間雨量50ミリ程度、時間雨量65ミリ程度、時間雨量80ミリ程度、時間雨量90ミリ程度¹⁹⁾の4ケースによる地先の危険度をわかりやすく周知する洪水リスク表示図の公表を行っています。また、地域単位でのワークショップの開催等によって、地域住民へ洪水リスクの周知を図るとともに、過去の災害実績や避難経路を確認し、防災マップ作成や簡易型図上訓練²⁰⁾等を行い、洪水だけでなく土砂災害等の地域特有の災害リスクを踏まえ、住民が自ら行動できる避難体制づくり（自主防災組織の設立、防災リーダー育成等）に取り組めます。

さらに、現在実施しているホームページ、地上デジタル放送等での情報提供（雨量、水位）に加え、岸和田市が発表する避難情報や住民の自主避難の参考となる情報を提供できるよう、より効果的な手法の検討に努めます。



図-3.3 洪水・土砂災害ハザードマップ



図-3.4 大阪府ホームページにおける洪水リスク表示図の公開イメージ



図-3.5 地上デジタル放送の画面例



図-3.6 地域版水防災マップのイメージ

¹⁹⁾ 時間雨量90ミリ程度：200年に1度発生する恐れのある雨量（春木川流域では、時間最大雨量78.1mm、24時間雨量290.7mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/200であること。

²⁰⁾ 簡易型図上訓練：参加者が広げた地図を囲み、知りえた情報等を、皆で一緒に議論しながら、簡単に災害対応策を考える災害対応トレーニング。